

吳市教育委員会議題
(平成29年10月18日定例会)

吳市教育委員会

平成29年10月18日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第24号 呉市情報公開審査会の答申を受けて「公文書の適正管理に関する要請」
について
- 4 報告第25号 平成28年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置に
ついて

呉市情報公開審査会の答申を受けて「公文書の適正管理に関する要請」
について

1 要請者

行政情報公開請求人・異議申出人 中室 茂氏 是恒 高志氏

呉市教育委員会
教育長 中村 弘市 様

行政情報公開請求人・異議申出人 中室 茂
是恒 高志

呉市情報公開審査会の答申を受けて

公文書の適正管理に関する要請

私が2016年3月23日に提出した公文書公開請求に係わる呉市教育委員会（以下、市教委）の決定に対する異議申立について、呉市情報公開審査会（以下、審査会）より答申が送付されました。結論は私が公開を求めた諸文書を「不存在」とした市教委の結論を容認したものであり、公文書の公開を求めた者として極めて不満です。一方、審査会の答申では、市教委の公文書保管や公文書公開に関わる基本姿勢について厳しい指摘を行っています。審査会の結論に不満を表明しながら、1年余の時間をかけた議論とそれに基づく「審査会の意見」などもふまえ、市教委の今後の公文書の管理及び行政情報の公開に関わって以下の諸点での改善を要請します。公文書の公開制度は、呉市における情報公開条例でも規定する通り、主権者である住民が、自らの知る権利として公文書の公開を求めることができるとの基本原則に立って運用されることが重要であると考えます。この認識にたった具体的な改善策を講じられるよう強く要請します。

記

(1) 審査会は、「第7 本審査会の意見」として、「…当該評定の意思決定過程における議事録、資料、電磁的記録又はメモが何ら存在しないということはあるはずがない」と指摘し、実質的に市教委がいう「文書不存在」の主張に疑問を投げかけています。この疑問を前提としつつ、「実質的な補正がなされているとの意味に解した上で」、市教委の結論を妥当なものとして判断したと述べています。しかし、請求人に対する「実質的な補正」などの作業はまったくおこなわれていません。

① 一般的に住民が行政情報・公文書の公開を求める場合、どのような文書がどのような形で存在し、公開を求める意図、目的に合致する文書が何であるか特定することができません。従って、今回のように「関連するすべての文書」のような請求にならざるを得ません。これに対して、審査会は「請求意図を確認し、公開請求の対象を適切な範囲に特定ができるよう、異議申出人に請求対象とする公文書の件名について、補正を求めるなどの対応をすべきであった」と指摘しています。今後の行政情報の公開請求については、審査会答申の趣旨に沿って、可能な限りの行政情報は公開するとの基本姿勢を堅持し、公開請求者に対していねいに対応してください。

② 本件の請求に関わっても審査会は、「教科書図書選定に係る種々の公文書名が、その資料の本質を

表していない不適切なものとなっていた」「職員の誤った説明」などを指摘し、実質的に「文書は不存在ではなく、公開に値する管理がおこなわれていない」ことを推測させています。審査会の指摘を真摯に受け止め、可能な限りの公文書は公開するとの基本姿勢をすべての職員に徹底し、公文書名の適正化を図ってください。

(2) 審査会は、「第7 本審査会の意見」を「…今後、公文書の取り扱いについて一層の留意をするとともに、情報公開請求の処理に当たっては、適正かつ誠実な対応を徹底するよう求めるものである」と結んでいます。呉市情報公開条例が規定する公文書公開制度の目的をふまえ、今次請求に係わる市教委の対応に対する厳しい警鐘ではないでしょうか。審査会の意見をふまえた公文書の管理、公文書公開制度への対応改善を求めます。

以上



平成28年度定期監査の結果改善又は検討を要望する事項の措置について

1 学校施設課

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>(1) 忌引休暇の取得について、終業時刻前に死亡したことを知った場合は、死亡を知った日から起算して所定の休暇を取得することができるとなっているにもかかわらず、死亡を知った日の翌日から起算して休暇を取得しているものが見受けられた。</p> <p>ついては、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第12条の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>忌引休暇の取得について、平成29年2月21日に、死亡を知った日から起算したものに修正し、併せて職員へ周知徹底しました。</p> <p>今後は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第12条の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>

今回の指摘は、忌引休暇の取得について、死亡を知った日の翌日から起算していたもので、監査指摘後、速やかに死亡を知った日から起算したものに修正し、併せて職員へ周知徹底しました。

今後は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第12条の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。

○呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則
(特別休暇)

第12条 条例第13条の規則で定める場合は、別表第2各号に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

2 別表第2の特別休暇の期間の欄中、特に定めるものを除くほか、時間数、日数、週数、月数及び年数中には、休憩時間、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

別表第2 (第12条関係)

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
<p>(6) 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>死亡を知った日(終業時刻後に又は週休日、休日若しくは代休日に死亡を知ったときは、その翌日)から起算して(エに該当する場合にあっては、これらの日から葬儀の日までの間において)次に掲げる期間内で必要と認める期間</p> <p>ア 配偶者又は1親等の血族が死亡した場合 7日</p> <p>イ 2親等の血族又は1親等の姻族が死亡した場合 5日</p> <p>ウ 3親等の血族又は2親等の姻族が死亡した場合 3日</p> <p>エ アからウまでに掲げる親族以外の親族が死亡した場合 1日</p>

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>(2) 昭和西小学校ブランコ吊パイプ取替修繕の請書の締結日及び履行期間に消せるボールペンを使用していた。</p> <p>については、「公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について」(総務課長通知)に注意し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>消せるボールペンを使用した箇所は平成29年2月21日に訂正しました。また、消せるボールペンを使用しないように周知しました。</p>

今回の指摘は、公文書等の作成において消せるボールペンを使用していたもので、監査指摘後、速やかに訂正しました。

今後は、「公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について」(総務課長通知)に基づき、適正な事務処理に努めるよう、職員に周知徹底いたしました。

○公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について(通知)

昨今、公文書等の作成において、「消せるボールペン(※インクを無色透明にするボールペン等)」を使用しているものが見受けられます。

「消せるボールペン」を使用した場合、訂正の痕跡が残らないため、容易に改ざんされる恐れがあるほか、保管状況の変化(室温の変化)によって、意図せず退色する可能性もあります。

また、他都市では、職員が「消せるボールペン」を使用した公文書等の改ざん・偽造を行い、懲戒処分を受ける事案も発生しています。

については、公文書等の作成においては、「油性ボールペン」を使用することとし、「消せるボールペン」を絶対に使用することがないように、所属職員へ周知徹底していただくようお願いします。

2 学校安全課

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>(1) 幼児児童生徒定期健康診断業務及び耳鼻科健康診断器具（鼻鏡・耳鏡）消毒・配送等の業務委託の見積状況調書並びに市内出張回議書に消せるボールペンを使用していた。</p> <p>については、「公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について」（総務課長通知）に注意し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>消せるボールペンを使用した箇所は平成29年3月9日に訂正しました。また、消せるボールペンを使用しないように周知しました。</p>

今回の指摘は、公文書等の作成において消せるボールペンを使用していたもので、監査指摘後、速やかに訂正しました。

今後は、「公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について」（総務課長通知）に基づき、適正な事務処理に努めるよう、職員に周知徹底するとともに、学校から提出される書類について点検・確認を行い、適正に事務処理を行います。

○公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について（通知）

昨今、公文書等の作成において、「消せるボールペン（※インクを無色透明にするボールペン等）」を使用しているものが見受けられます。

「消せるボールペン」を使用した場合、訂正の痕跡が残らないため、容易に改ざんされる恐れがあるほか、保管状況の変化（室温の変化）によって、意図せず退色する可能性もあります。

また、他都市では、職員が「消せるボールペン」を使用した公文書等の改ざん・偽造を行い、懲戒処分を受ける事案も発生しています。

については、公文書等の作成においては、「油性ボールペン」を使用することとし、「消せるボールペン」を絶対に使用することがないように、所属職員へ周知徹底していただくようお願いします。

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>(2) メンタルフレンド派遣事業について、次の事例が見受けられた。</p> <p>ア メンタルフレンドは、毎月7日までに前月のメンタルフレンド活動実施状況報告書を提出することとなっているものの、提出されていないものが見受けられた。</p> <p>イ 派遣を受けた学校から提出されたメンタルフレンド実施報告書記載の派遣日時に誤記が見受けられた。</p> <p>ウ メンタルフレンドへの派遣手当の支給が漏れているものが見受けられた。</p> <p>については、メンタルフレンド派遣事業実施要綱に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>提出されていないメンタルフレンド活動実施状況報告書を、平成29年3月15日に提出させました。また、同報告書を毎月7日までに提出するよう指導しました。</p> <p>平成29年3月15日に学校から訂正されたメンタルフレンド実施報告書の提出を受けました。</p> <p>支給漏れのあった11月分については、平成29年3月24日に支給しました。</p> <p>今後は、メンタルフレンド派遣事業実施要綱に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>

アについては、メンタルフレンド派遣事業実施要綱第2条第1項の規定により、メンタルフレンドに対して、毎月7日までに前月分のメンタルフレンド活動実施状況報告書を提出するように指導しました。

イについては、派遣校に対して、メンタルフレンド実施報告書を適正に作成するよう指導し、訂正したものを提出させました。

ウについては、メンタルフレンドの派遣回数等を確認し、支給漏れのあった11月分については、平成29年3月24日に派遣手当の支給を行いました。

職員に対しては、メンタルフレンド派遣事業実施要綱に基づき、一月ごとに適正に事務処理を行うよう周知・徹底しました。

○メンタルフレンド派遣事業実施要綱

(事業内容)

第2条 メンタルフレンド派遣事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 派遣

メンタルフレンドを学校等に派遣し、不登校児童生徒の良き理解者として対話や学習相談等を行い不登校児童生徒の自主性、社会性等の伸長を援助する。

(2) 研修

メンタルフレンドの活動に必要な知識及び技能を修得するための研修を行う。

(3) 実績報告

メンタルフレンドは、毎月7日までに前月のメンタルフレンド活動実施状況報告書(様式第1号)を作成し、呉市教育委員会に提出する。

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>(3) 豊小学校の水泳指導について、児童送迎のために広島ゆたか農業協同組合からマイクロバスを借受けているが、自動車借受申込書及び自動車借受誓約書の借受人名が職員個人となっていた。</p> <p>については、児童の送迎方法について見直しを検討されたい。</p>	<p>水泳指導については、学校関係者等への説明及びバス会社と連携を行い、路線バスを利用して児童及び教職員の移動を行うことにしました。また、平成29年8月29日に行われた校内水泳認定会については、会計課管理のマイクロバスを利用して児童の送迎を行いました。</p>

豊小学校の水泳指導に係る児童の移動は、呉市への合併前から行っていた方法で、広島ゆたか農業協同組合からマイクロバスを借りて実施していました。その際、自動車借受申込書及び自動車借受誓約書の借受人名を課長の個人名としていました。

この度、監査からの指摘を受けて、今年度からの水泳指導については、路線バスを利用して移動するという対応方針を定め、平成29年5月24日、学校長及びPTA会長に説明を行った後、平成29年6月15日に保護者説明会を行いました。また、児童の移動がスムーズに行えるよう、関連バス会社とも連携を重ね、児童の安全確保に配慮しながら水泳指導を実施しました。

今後も、児童の安全を第一に考えながら、路線バスを利用して実施していく予定です。

3 呉高等学校

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>(1) 校務支援システム（学事エース）改修業務の業者選定を行う指名業者審査伺いにおいて、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていた。</p> <p>については、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第13条第2項の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程を確認し、平成29年3月13日、指名業者審査伺いに部長決裁を受けました。</p> <p>今後は、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第13条第2項の規定を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>

呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程第13条第2項では、随意契約の相手方となる業者を担当課長が選考し、支出決裁区分に応じた部長または副市長が専決を行うと規定されています。ただし、呉市契約規則第28条の規定により随意契約をする場合は、担当課長が選定に係る専決をするものとされています。

今回の指摘は、呉市契約規則第28条の規定によらない随意契約において、本来、部長が指名業者審査伺いの専決を行うべきところを事務長決裁としていたもので、監査指摘後、直ちに部長に決裁を受けました。

今後は、適正に事務処理を行います。

○呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程 (随意契約の業者選定)

第13条第2項 前項に規定する随意契約以外の随意契約の相手方となる業者については、あらかじめ当該契約の担当課長が有資格業者のうちから業者を選考し、決裁規程別表第1の3財務その他に関する事項の表に規定するそれぞれの費目の支出の決定に係る決裁区分に応じ、当該決裁権者が課長又は部長の場合は担当部長が、副市長の場合は担当副市長が選定に係る専決をする。ただし、呉市契約規則第28条の規定により随意契約をする場合は、担当課長が選定に係る専決をする。

○呉市契約規則 (随意契約によることができる場合)

第28条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が130万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
- (2) 予定価格が80万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が40万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が30万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもの以外の契約でその予定価格が50万円を超えないものとするとき

改善又は検討を要望する事項	措置状況
<p>(2) 教員が所有する自家用車の公務使用に関して、次のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 登録した自家用車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期間が満了しているにもかかわらず、登録事項の変更承認を受けることなく、公務使用していた。</p> <p>イ 県外における用務での使用は原則として認められていないにもかかわらず、公務使用していた。</p> <p>については、教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する取扱要領の規定に基づき、適正な事務処理をされた。</p>	<p>平成 29 年 3 月 10 日に提出の遅れていた教員に催促し、平成 29 年 3 月 13 日に自家用車公務使用登録簿を提出させ、所属長の承認を得ました。</p> <p>今後は、教職員の自家用車公務使用登録簿の提出状況を確認し、提出の遅れている職員には迅速な提出を求め、教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する取扱要領（以下「要領」という。）第 5 条第 4 項の規定に従い、適正な処理に努めます。</p> <p>平成 29 年 4 月 27 日に県外出張における自家用車の例外的公務使用について教育長決裁を受けました。</p> <p>今後、教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する取扱要領の規定に基づき、適正な処理に努めるとともに、やむを得ない事情により県外における用務での自家用車の公務使用を認める場合は、呉市公立学校の校長に対する事務委任規定第 5 条に基づき、その理由を付して別に教育長の決裁を受けることとします。</p>

1 点目の指摘は、自家用車公務使用登録簿（変更）の提出が遅れていたことによるもので、監査指摘後、直ちに当該登録簿を教諭に提出させました。

2 点目の指摘は、異例に属する県外における用務での自家用車公務使用において、教育長の決裁を受けていなかったことによるもので、監査指摘後、教育長の決裁を受けました。

今後は、適正に事務処理を行います。

○呉市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する取扱要領

（自家用車の公務使用の許可）

第 2 条 所属長は、この要領の定めるところにより、あらかじめ登録した自家用車を公務に使用することを許可することができる。

（公務使用が認められる要件）

第 4 条 所属長は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、自家用車の公務使用を許可することができる。

(2) 原則として県内における用務で通常の運転時間が 1 日 5 時間（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車については 3 時間）を超えないと認められるものであること。

○呉市公立学校の校長に対する事務委任規程

第5条 前条の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められるものについては、教育長の決裁を受けなければならない。